

〔平成24年4月1日〕
規則第4号

(目的)

第1条 この運営規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50条)第92条の規定に基づき、公益財団法人日野市環境緑化協会における評議員の選任に関する手続き等を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 評議員を選任するため、公益財団法人日野市環境緑化協会評議員選定委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、評議員の選任を行う。

(構成)

第3条 委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員(学識経験者等)2名の計5名で構成する。なお、外部委員(学識経験者等)は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者。
- (3) 第1号及び第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となったものを含む。)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第5条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現任数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員の報酬等)

第6条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 委員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の議決を経て理事長が定める。

(委員会の招集等)

第7条 委員会は理事長が招集する。

- 2 委員会を招集するには、各委員に対し、会議の目的たる事項及び日時並びに開催場所を示して、会議の1週間前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。

(議事)

第8条 委員会の会長は、委員による互選とする。

- 2 会長は、委員会の議長とする。
- 3 委員会の会議は、公開しない。ただし、特に委員会が認めた場合は、公開できる。
- 4 委員会は、前項ただし書きの場合にあっては、傍聴人の人数を制限することができる。
- 5 会議には、議事録を作成し、会長及び出席者の代表2人以上が署名押印の上、これを保存する。

(候補者の推薦)

第9条 理事会及び評議員会は、それぞれ委員会に評議員候補者を推薦することができる。

- 2 委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。ただし、事務局職員をして説明させることができる。

- (1) 当該候補者の履歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当該法人及び役員等(理事・監事及び評議員)との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(議決)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

- 2 評議員を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員候補者数の合計数が上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、公益財団法人日野市環境緑化協会事務局において行う。

(規則の変更)

第12条 この評議員選定委員会規則は、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。

(委任)

第13条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。